

新潟県奨学金ネットワーク通信

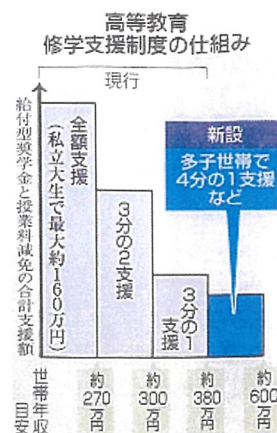
第4号目次

「学生への経済的支援」の新展開

桜美林大学 国際国際学術研究科 小林雅之	2
「給付型奨学金シンポジウム」を開催しました	8
中央労福協の取組み 教育費の無償化と負担軽減に向けた7つの提言	9
book紹介「奨学金、借りたら人生こうなった」 千駄木雄大 小学館新書	10
「新潟地区労福協ワーク&ライフセミナー奨学金問題を考える」が開催される	12

奨学金「給付型」中間層にも門戸広く 多子世帯と理工農系学部の学生対象に年収上限 を600万円に緩和

2023年4月4日に奨学金に関する永岡文科相の記者会見が行われました。現在、支給されている「給付型奨学金」について、中間層にも門戸を開くとのことで、翌4月5日の各紙朝刊に報道されました。給付型奨学金を含む修学支援制度は、現在年収380万円以下の世帯が対象です。これを進学希望が低い子ども3人以上の多子世帯と、学費の高い私立の理工農系学部だけ支援対象となる年収上限を600万円に拡大するというものです。これにより対象となる学生は約20万人増えて80万人になり、在籍者全体の約2割をカバーできるというものです。本紙12頁に掲載している「中央労福協の「教育費負担軽減へ向けての研究会—高等教育費負担軽減に向けての研究チーム」の提言内容も大きく影響しているものと推測されます。改善は進んでいますが、まだまだ十分とは言えません。当ネットワークで以前、講演会をお願いした武蔵大学の大内裕和教授は「若者が月々の返済を重荷に感じ、結婚や出産をためらう現状がある。例えば返済を半額にすれば即効性が期待できる。『異次元』をうたうなら、そこまで踏み込みべきだ」（4/5新潟日報）との談話を寄せています。また、本号でセミナー内容を掲載している桜美林大学の小林雅之教授は「複雑な制度を知らずに進学を断念するなど進路の選択肢を狭める学生を減らすためには、高校段階での丁寧な広報が欠かせない。国は学校現場任せにせず、制度周知にも予算をつけて対応すべきだ」（4/5日経新聞）と報道されています。これから少しでも改善をはかっていきましょう。



学生への経済的支援の新展開

桜美林大学 国際学術研究科 教授 小林雅之



私は、奨学金の問題について 20 年以上取り組んできました。新潟県でも奨学金について、様々な取組が行われていると聞いています。大変好ましいことだと思っています。まず、そもそも奨学金とは何なのか。なぜ、国が税金を使って支援しなければならないのかを説明します。また、最近注目の問題として「情報ギャップ」があります。これは知っている人と知らない人の間で大きなギャップが生まれていることですが、特に奨学金問題でも大きな問題となっています。そのことについても後半でお話しします。

なぜ教育機会の均等が必要か

まず、国がなぜ税金を使って学生支援をしなければならないかということですが、そもそも学生支援には、就学支援、学生相談などの心理的支援、アカデミックアドバイジングと呼ばれる学修支援など様々な形がありますが、ここでは、その中で学生への経済的支援を学生支援と言うことにします。国が行う学生支援の根拠は、「教育機会

の均等」です。この言葉はお聞きになったことがあると思いますが、公正に関する議論です。公正というのは、何が正しくて、何が良いのかということです。これは、一つの定義に当てはめることはできず、人によって感じ方が違います。ここでは、簡単にいくつかの定義を紹介したいと思います。

教育機会の均等に関わる定義

一つは、国際連合の 1948 年「世界人権宣言」です。この第 26 条に「高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されなければならない」と定められています。また、1966 年の「国際人権規約」第 13 条に「高等教育は、すべて適当な方法により、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」とうたわれ、ここで「無償教育」ということが明確に打ち出されています。実は、日本はいままで、この条項に批准していませんでした。それは日本は私立大学が多かったため、高等教育の無償化を進められなかったからです。しかし、ようやく 2012 年に批准しました。つまり、高等教育の無償化を進めることが国際公約になっているということです。この背景を押さえておいてください。

個人責任ではないことは是正が必要

ここでは教育機会の均等とは、「個人が人種・性別・社会・経済的出身・階層などの属性によって差別されないことにより、さらに偶然性により支配されることを最小限に抑え、教育を受ける機会が、国民として平等に保障されること」として定義します。

つまり、個人の責任に帰せられない問題で差別されていることがあれば、それは是正しなさいと言っているわけです。例えば、進学率などで「男女間で著しく差がある」のであれば、それは機会均等とは言えないのです。アメリカではアクセスの平等を保証することが教育省のミッションとなっています。

国民は教育を受ける権利がある

日本の場合、日本国憲法第 26 条及び教育基本法第 4 条に最も重要な概念の一つとして規定されています。憲法第 26 条では、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と定められており、教育機会の均等が保証されています。

教育機会均等をすすめることは国・自治体義務

また、教育基本法第 4 条第 1 項には「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定められています。これは、教育が権利として認められていることです。しかも、3 項に「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難なものに対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されています。これは、国や地方公共団体において、教育機会の均等のために必要な措置を講じることとは義務であるということです。

教育格差と社会的格差の解消

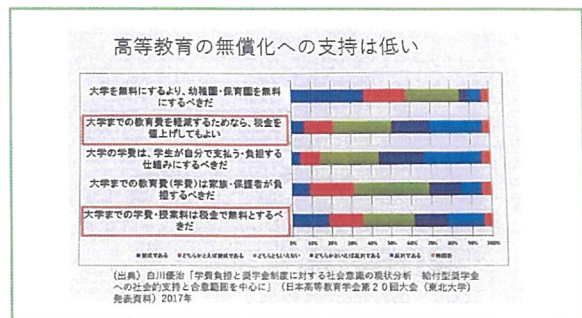
さらに、重要なことは教育格差と経済的格差です。教育格差を解消するためには経済的格差を解消することが前提となります。言い換えれば、社会経済的な格差が教育格差や進学格差に影響を与えているということです。これには、いくつかの要因があり

ます。一つは学力格差です。これは大きな問題です。二つ目として経済力の問題があります。お金がないから進学を諦めざるをえないということです。三つ目は学習環境です。塾や家庭教師等を付けられない、これは学力にも反映されています。四つ目はアスピレーションです。アスピレーションとは、どの程度の教育を受けさせたいのか、受けたいのか、家族がどれだけ支えようとしているのか、ということです。この四つの要因が複雑に絡みあっています。

教育費の公的負担は支持されていない

この中で学力格差というものは中々埋められませんが、教育費の負担問題は、奨学金などによって是正することが可能であり、政策的にも有効だろうと考えられているわけです。「教育機会の均等」は憲法でも保証されている重要な考え方であり、教育費の公的負担の根拠となっています。

しかし、現在の日本では「教育機会の均等」は不十分であっても、残念ながら、そのことに世論はあまり関心がありません。教育格差があることだけでは、もっと公的負担すべきとはなりません。でも、教育を受けることにより個人の所得が増え、経済成長に繋がります。これは貧困の連鎖を断つことにつながります。個人の能力が生かせないことは、個人のみならず社会にとっても損失であるということになります。これが、「教育をなぜ税金で支えなければいけないのか」ということの根拠です。



大学進学機会の公平確保は関心低い

千葉大学の白川先生の調査では、「大学までの教育費を軽減するためなら、税金を値上げしてもよい」という人は約2割、また、「大学までの学費・授業料は税金で無料すべきだ」という人も約2割です。つまり、税金で教育を無償化することについては、社会的合意が得られていません。他の調査でも「借金なしで大学進学機会を確保すべき」との意見も2~3割です。これは、「大学進学機会の公平確保」ということに世論の関心が低いことを示しています。

地域間格差と所得階層間格差

現実には、そのために様々な格差が存在しています。最も大きいのは地域間格差です。地域によって大学進学率に30%~40%の開きがあります。また、所得間格差による進学率の差もあります。特に大きいのが私立大学で、世帯年収1,100万円以上の大学進学率が70%以上ある一方で、年収275万円以下では40%となっています。

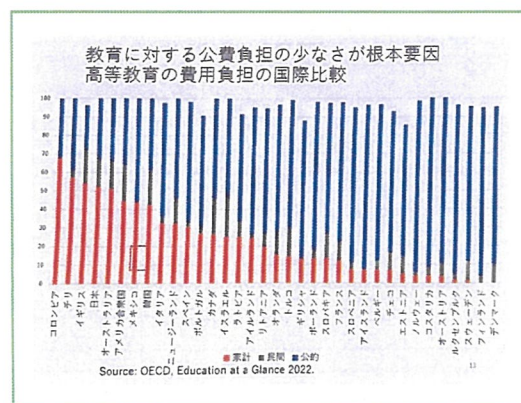
教育費は親が負担するのが当たり前？

日本では親が教育費を負担することが当たり前のようにとらえられていますが、国際的にはむしろ異端です。教育費負担には様々な考え方がありますが、それは、それぞれの国の教育観とつながっています。まず、公的負担と言う考え方があります。これは、「教育は社会が支える」という福祉国家主義的考え方です。私的負担は、「教育は個人のため」という考え方であり、私的負担の中でも民間負担と家計負担があります。家計負担の中でも親負担と子負担があり、親負担は教育費の家族主義的考え方、子負担は個人主義的考え方ですが、子負担の学生は経済力がないためローンや貸与型の奨学金に頼ることになります。

3つの主義と教育観

これらの考え方は、基本的に大きく三つに分類されます。スウェーデンなど北欧やドイツ・フランスは公的負担、これは教育は社会が支えるものという考え方です。日本・韓国などは親負担ですが、これは家族主義的考え方になります。アメリカ・オーストラリア・イギリス等は本人負担です。これは個人主義的な考え方になります。日本は親負担主義があまりにも強いので、社会が負担するということがわかりにくいですよね。

「教育費について家計がどれくらい負担しているのか」というOECDの調査がありますが、日本は上位4番目で約5割負担です。韓国は最近、奨学金に力を入れて順位を下げてきました。しかし図の右側の国を見てください。デンマーク・スウェーデンなどの北欧の国です。家計負担はほとんどありません。



この図で、日本は世界の中で例外的な国であることがわかると思います。その背景には、教育費は親が負担するものだということが染みついているんですよね。2020年の調査では、「卒業までの学費・生活費は保護者が負担するが当然だ」という設問に対して、8割位の人がそう思うと回答しています。一方で、「返済が必要な奨学金は負担になるので借りたくない」とそう思っている人も8割位います。つまり、貸与型の奨学金は借

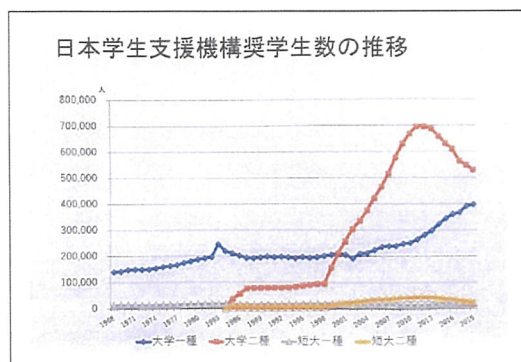
りたくないという事です。これが日本の教育費をめぐる状況として押さえておくべき問題です。

学生支援機構の回収強化と免除の廃止

こういう状況の中で日本における奨学金が変わってきました。2008年に日本学生支援機構奨学金の回収強化の姿勢が示されました。督促を強化し、裁判をしてまで返済を迫るということです。それが社会的反発を招いています。その結果、奨学金の回収率は95%以上にもなっています。また、今まであった奨学金の返済免除制度について、教育職は1997年に、研究職も2004年に廃止されました。現在は、大学院の優秀者免除という制度しかありません。それらにより、最近は大学自体が給付型奨学金制度を作るようになり、それが広まっています。

ローン回避の傾向拡大

もうひとつ、ローンを借りたくないという問題です。ローン回避は日本だけではなく国際的な問題にもなっています。日本においても、給付型奨学金の必要性に関する機運が高まり、2014年に私が座長を務めて「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」が設置され、その後2016年に「所得連動型返還制度奨学金有識者会議」が設置されました。



日本学生支援機構の第2種（有利子）の奨学金が1998年から爆発的に拡大しました。これは支給要件を緩めたことに加え、国の

財政投融资の仕組が利用できるために制度を拡大したということもあります。これにより、多くの人が奨学金を利用できるようになった反面、返せなくなった人も拡大しました。2008年から回収が強化されて、借りたくないという人が増えたため、これ以降は第2種は急速に減少しています。しかし第1種（無利子）奨学金は拡大していますので、全体としては貸与型奨学金は、まだまだ主流です。こうやって、ローン負担問題が発生してきました。当然のことですが、低所得者層ほどローン負担感は強くなります。また、ローンの未返済者に対して延滞金などペナルティが強化されてきました。そうするとローンを借りたくないという人が増えてきます。

日本学生支援機構の金利は高い？

また、情報ギャップも生まれております。日本学生支援機構の金利は実際は3%より低いんですが、上限3%と記載されていたために、ずっと3%であると誤解されてきました。誤った情報がSNSで拡散されることも起こっています。

ローンを返したくない人が多い？

ローンの回収スキームを改革するためには、返済猶予や返済免除と組み合わせる必要があります。ローンを返せないのか、返したくないのかということが問題です。返せない人から取り立てるということはできないし、やってはいけないことです。問題は返したくない人も若干おり、その人たちも本当に悪意を持って返さないという人は少なく、住宅ローンやほかのローンがあるために返せないという人がほとんどです。この問題を解決するためには、所得連動型奨学金や、給付型奨学金を導入することになります。奨学金の延滞理由としては「本人の低所得」が約6割、「奨学金の延滞額の増加」が約4割、「本人の他の借入金

みを含め、教育費や住居費への支援を強化」
すると言っていますが、これはオーストラ
リアの高等教育拠出金制度を念頭において
います。ただし、所得制限を設けた選択制
となっている申告制であり、オーストラ
リアとはだいぶ異なっています。これは所得
に応じて返済する制度ですから、所得の少
ない人は返済も少ないのです。ただし強制的
に回収する必要がありますから、源泉徴
収することになりますが、自民党案ではそ
こまで言っていません。

教育未来創造会議の提言

岸田首相が座長を務める教育未来創造会
議が提言をまとめました。ポイントは大き
く2つです。修学支援新制度の拡大と所得
連動型返還制度の修士課程への導入です。
また、新制度は、機関要件を見直すこと
になっています。実は、一部の専門学校
が対象になっていません。でも逆に、その
要件を強化するといっています。また、現
在の年収基準をもっと緩くすることを検討
しています。段階が少ないとその狭間に
いる人が、ゼロか百かのどちらかになっ
てしまうということです。あるいは、所得の逆
転現象が起きてしまいます。これは制度と
して欠陥でありこの「崖効果」を緩和し
ようとしています。

「出世払い」は間違い！

また、所得連動型奨学金、いわゆる出世
払いの方は大学院だけということになり
ました。出世払いという言い方は誤解を生
むと思っています。それは出世した人だけ
が払うというイメージを持ってしまうから
です。そうではなくて卒業後の所得に応
じて払うということです。国際的には授
業料後払い制度と言います。例えば、オ
ーストラリアではすべての制度が後払い
であり、例外的に前払いがあるというこ
とです。そう

なると申請もれない。さらには源泉徴収
ですから回収もれないということです。
もちろん、回収コストも安い。

高校教員の負担がもっと重くなる

いずれにせよ、これだけ制度が複雑にな
ると大学や高校の教員が十分制度を理解
して、保護者に伝えることが難しくなっ
てきます。さらに、これだけ大きな予算
がありながら、周知や制度理解にお金
を使いたがりません。その分、特に高
校教員の負担が重くなります。また、
家庭のプライバシーの問題もあり、
家計収入などを知ることも難しくな
ってきます。それらを、今後、ど
のように考えていくかが問われています。

ますます広がる情報ギャップ

情報ギャップの問題がますます大きくな
ります。十分な知識や情報を持たない層、
とりわけ低所得層と、金融知識・情報
の豊富な富裕層とのギャップが問題視
されています。私たちの調査では低所得
層のうち、2割くらいしかこういう状
況を知りません。日本学生支援機構の
調査でも、延滞者の52%が申込手
続き前は、奨学金は返さなくていい
と思っていたというのです。これは
奨学金という名前に問題があります。
なかには、督促を受けてはじめて返
還が必要なることを知ったという人
もいます。

情報ギャップ改善のためには、正しい
情報を知る機会を増やすことが必要で
あり、このようなシンポジウムを通
じて多くの方に知ってもらいたい、
と考えています。本日は大変ありが
とうございました。

【後記】 硬い内容を実にわかりや
すく説明して頂いた小林先生。政
府の審議会の座長も務められる
立派な先生でしたが、とても腰の
低い方でした。なお、本講演内容
は新潟県労福協 TV で視聴可能
です。(中川)

新潟県労福協 TV

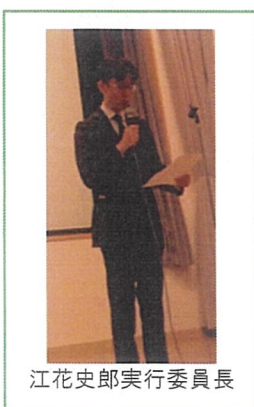


給付型奨学金シンポジウムを開催！

—— 記念講演と県内 6 団体による発表 ——

去る、2022 年 11 月 20 日（日）に奨学金問題をもっと広く、県民の皆さんから考えてもらうために、「給付型奨学金シンポジウム」を開催しました。この課題の重要性を考慮して、急遽開催を決定したにも関わらず、来賓の花角新潟県知事をはじめ、多くの団体、関係者の皆様から集まっていただき、少し時間が不足するところもありましたが、盛りだくさんな内容でした。本シンポジウムは「新潟県奨学金ネットワーク」と「未来応援奨学金にいがた」が共同して実行委員会を結成し開催したものです。

最初に、主催者を代表して新潟県奨学金ネットワークの江花史郎代表が「これからもっと給付型奨学金拡大の取組みを進めていく」旨の挨拶をしたのちに、来賓の花角英世新潟県知事から「この取組は若い人たちの学ぶ機会を保証する大切な取組みである。県としても、医師や看護師については、条件により返済を免除する奨学金の仕組みを用意している。これらの取組みを今後も進めていきたい」旨の力強い挨拶を頂きました。



その後、行われた桜美林大学の小林雅之教授の記念講演の内容については、別途、掲載したとおりです。



さらに、新潟大学中村健准教授より「新潟県内の状況報告—生活保護制度の状況を中心に」として、ミニ講演を頂きました。あまり聞くことの少ない生活保護の考え方や状況について、理解を深めることができました。

後半は、実際に奨学金に取り組んでいる 6 団体から取組報告を頂きました。報告団体は、①新潟県教育庁高等学校教育課、②新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課、③（公財）丸山育英会：理事長が奨学生全員と面談、④（公財）第四北越奨学会、⑤（一財）未来応援奨学金にいがた、⑥（一社）新潟県労働者福祉協議会の各団体です。



（写真は上段左から丸山育英会富井様、第四北越銀行吉田様、未来応援奨学金にいがた土田様、県労協間専務）

最後に小林雅之教授からまとめを頂きました。①奨学金の問題は福祉・家族の問題でもある。②スウェーデンも親負担主義だったが、今は公的負担。意識変化には時間が必要。③奨学金団体のネットワークが重要。互いに連携し、より意識を高めてほしい、とのことでした。準備不足から参加者は少なかったものの密度の濃いシンポジウムとなりました。

中央労福協の取組み

教育費の無償化と負担 軽減に向けた7つの提言



3月8日記者会見の様子

労働者福祉中央協議会（中央労福協）が設置した「教育費負担軽減へ向けての研究会—高等教育費負担軽減に向けての研究チーム」は、2023年3月8日に政策提言を取りまとめ、記者会見を行いました。その影響もあってか、文部科学省は4月4日に「少子化対策」の一環として検討していた制度改革の概要を発表しました。まだまだ不十分な内容ですが、研究会座長の大内裕和武蔵大教授は、引き続き、奨学金制度の改善に向けて取り組んでいく旨、表明されていますので、継続して連携していきます。

「教育費負担軽減」へ向けての7つの提言

1. 大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする。
2. 大学等修学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。支援対象の上限を現在の標準世帯（4人世帯）年収380万円から、標準世帯年収600万円まで拡大する。支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。
3. 貸与型奨学金について「有利子から無利子へ」を加速化する。
4. 給付型奨学金を拡充し、「貸与から給付へ」を加速化する。大学院修士課程・博士課程にも給付型奨学金を導入する。
5. 貸与型奨学金の改善を実行する。具体的には人的保証の廃止、延滞金の廃止、猶予期限の撤廃、所得連動返還型奨学金の改善を実現する。あわせて、奨学金返済への税制支援など、すでに返済している方々への負担を軽減する。
6. 高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。具体的には公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）を実現する。
7. 全国の人口50万～100万人以上の都市・自治体に、職業訓練（資格取得）と進学のニーズを満たす公立のコミュニティ・カレッジ（短大）を設置する。

政策提言では、現在の高等教育の現状を見据え、高等教育の機会均等をはかるために、低所得世帯に限定されている現在の支援対象を拡大し、教育費の負担軽減求めています。その背景として以下の3点を掲げています。

1. 高等教育（大学・短大・高等専門学校・専門学校）進学率80%時代の教育費負担のあり方と高等教育における「学ぶ権利」の重要性

大学に進学するのは一部のエリートだけという時代は終わりました。進学率が80%を超えるということは、所得水準が平均以下の家庭も大学等に進学するということです。日本では教育費を親が負担するのがあたり前ですが、もうそれが限界に達しているということです。それでは学ぶ権利を保証することはできません。必然的に奨学金を利用することになります。奨学金という「受益者負担」を改め、公的負担に切り替えていく政策が必要だと考えます。

2. 「人生100年時代」へ向けて、「18歳～20代前半のみ」対象の高等教育から「全世代型」高等教育へ

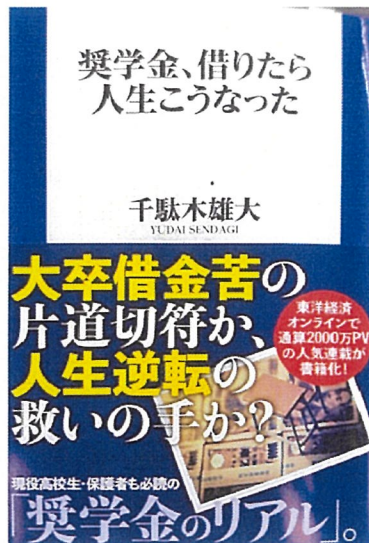
日本は学費の高さと新卒一括採用の仕組みにより、18歳～20代前半までに学生が偏っています。今日、リスクリングの重要性がうたわれていることなどからも、「全世代型」の高等教育への切り替えが必要です。小林雅之教授も著書「進学格差」の中で、ドイツの大学卒業年齢は27歳であることや、アメリカも学生の4割は25歳以上であり、1/4はパートタイム学生であること、かつてスウェーデンでは25:4制度（25歳以上で4年間の労働経験があれば大学進学可能）があったことなどを紹介しています。むしろ、日本の制度の方が異常であるかもしれません。学びは生涯を通して行うものです。

3. 急速な少子化—子育て・教育費負担軽減の必要性の増大

アンケート調査で、理想の子供数を持たない理由の第1は「子育てや教育にお金がかかりすぎる」です。幼児保育や義務教育課程では費用負担の軽減が進んでいます。しかし、課題は「18歳以上」の教育費の高さです。若い人たちにとっては、奨学金返済の負債や貯蓄の困難さが、未婚化や少子化の原因となっていることが推測されます。そうであれば、奨学金制度を改善することは喫緊の課題と言えます。

奨学金、借りたら人生こうなった

千駄木雄大著 扶桑社新書 2022年11月発行



東洋経済オンラインで2021年12月から連載されていた記事が取りまとめられて書籍になりました。本書のコンセプトは「奨学金を上手に活用したことで、人生を好転させた人たちの事例を取り上げたい」というものです。様々な人たちの事例が取り上げられています。

本書は、奨学金の危険性だけがクローズアップされている奨学金報道により、学生が「奨学金を利用することが恥ずかしい」と思わされていることに異を唱え、奨学金のイメージを払拭して、奨学金制度の仕組みをよく理解して、正しく利用しようと言っています。14人の事例が取り上げられています。確かに、大学へ進学しなければ目標の職業につけず、大学へ行くためには奨学金を借りることが必須だったという人たちがばかりです。

本書に登場する人たちは、みんな厳しい家計状況から奨学金(多くは貸与型)を借りざるを得なかったものの、苦しかった状況を乗り越えた人たちばかりです。それだけに、特に、これから奨学金の利用を検討している人たちにとっては大いに役立つ内容となっています。その中で私が感じた点をいくつか紹介したいと思います。

①マネーリテラシーを高めること

親元から離れ一人暮らしをはじめる若者たちにおいては、大切なことは収入と支出をどうやって管理するかです。マネーリテラシーとはいっても、金融経済の勉強をしないということではありません。月次の収支をきちんと把握して、お金の管理をきちんとしましょうということです。本書に登場する奨学金をもらって教員となった35歳の女性は、学生に対して「奨学金を借りることの考えの甘さ」を指摘しています。

②情報ギャップの解消に向けて

複雑化する奨学金制度については、「学生の周囲で奨学金制度について、理解している人がいない」ことが課題だと指摘されています。これは、勉強になりました。後半で著者で対談している水戸康德さんは、「サツダイ奨学金担当」というYouTubeチャンネルを開設し、学生たちとにかくわかりやすく奨学金制度の仕組みを解説しています。調べると他にも、同じようなチャンネルがいくつもありました。利用者や

利用予定者にとっては有効な情報入手方法になると思われます。

③大学で学ぶことの意味

本書に登場する人の多くは、それぞれ大学へ進学することの目的をしっかりと認識しています。進学して勉強することは自己投資であり、自分の存在価値を高めることだということをきちんと認識しています。その上で、中には低利で借りた奨学金を原資に、資金運用を行っている猛者もいます。逆に、自分が借りている奨学金を実家に仕送りしている人もいます。また、指定病院に勤務することが条件となっている医学部奨学金や看護奨学金などを上手に利用しながら、人生設計をたてている人もいます。

日本学生支援機構の奨学金は、以前と比較するとかなり改善されてはいるものの、全ての情報が並列的であり、「目次のない辞書」のようだとも言及されていました。そのために、本当に必要なことを調べきれないということも指摘されています。そういう意味では、先に紹介した YouTube チャンネルなどは有効ですね。

親の年収で決まる奨学金の金額

また、本書の一番最後に、現役大学生による奨学金利用者の匿名座談会が掲載されています。その中で、ある女子学生が「親の年収で借りられる/借りられないという奨学金の審査基準はどうなのかな？」と話し、「そもそも、奨学金を返すのは私で、そこに親の年収は関係ないはず…」と言っていました。これは全くその通りですね。教育ローンのように親が返済するのであ

れば、親の収入で判断するのは当然かもしれませんが、奨学金は子ども自身が返済する仕組みです。そこに、親の年収を持ち出して、利用資格や基準をあてはめることは、不合理であり、子どもの立場からすると納得できないでしょうね。

◆「サツダイ奨学金担当」チャンネル◆

前頁で紹介した YouTube チャンネルです。

サイト立ち上げ後、4 年目に入っており、130 本を超える動画がアップされています。内容は、「高校生の方へ、ゼロからわかる奨学金」、「2023 年度新規奨学金説明会」など様々なコンテンツが <QR コード> 用意されています。そして、何よりわかりやすい。どうぞのぞいてみてください。



◆奨学金情報の専門サイト「ガクシー」◆

同じく本書で著者と対談している松原良輔さんが代表を務める奨学金情報サイトです。本サイトを見ると、日本にもこんなに給付型奨学金があることがわかります。もちろん、学生数と対比すれば、人数は全く不足していますが、進学希望者にとっては、とにかく役立つ情報が満載です。情報を入手して、利用できるものは利用するというスタンスが必要だと思います。

<QR コード>



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

本書の元となった連載は <QR コード> 現在も東洋経済オンラインで継続しています。興味のある方はどうぞ。

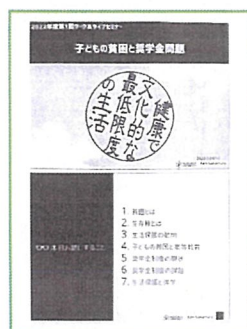


「新潟地区労福協 ワーク&ライフセミ ナー奨学金問題を考 える」が開催される

2023年2月24日(金)に新潟地区労福協主催による「奨学金問題を考えるセミナー」が開催されました。2部構成となっており、最初に新潟大学准教授の中村健氏から「子どもの貧困と奨学金問題」と題する講演会が開催されました。

中村先生は、市役所の福祉事務所で長く働いた経験を持つ異色の大学教師であり、生活保護のスペシャリストです。私もこのセミナーで相対的貧困率の考え方を知りました。所得中央値に対する約50%以下世帯の割合が相対的貧困率です。総世帯の6~7世帯に1世帯が該当し、特に母子世帯は2世帯に1世帯が相対的貧困という状況です。全国の世帯数は約164万世帯であり、半数以上は65歳以上の高齢者世帯です。障害者・傷病世帯が15%あり、母子世帯は全体から見ると4%にとどまっています。ここで新潟県に特徴的なこととして、生活保護世帯の大学等の進学率があげられます。全国平均が39.9%のところ、新潟県の生活保護世帯の進学率は全国トップの49.2%です。これには専門学校も含まれていますが、教育熱心な県民性があらわれています。もちろん、世帯年収と進学率には相関関係があり、世帯年収の低い家庭が進学する場合には、当然、奨学金を利用することになります。

その後、新潟県奨学金ネットワークの江花史郎代表が、これまでの活動の経過を含めて、現在の状況を簡単に報告しました。



説明の中では、中央労福協が2022年に実施したアンケート調査の内容にも触れ、貸与型奨学金の利用額平均が312万円にもなること、返済期間は平均で12年にもなることなどが説明されました。参加者の多くは労働組合員や関連事業体の職員でしたが、教育にかかわる負担の大きさを感じたものと思われます。

借金を背負って社会へ



- 日本の奨学金は、そのほとんどが貸与型であり、返還の必要がある。
- 借入総額の平均は312.9万円であり、借金を負った状態で社会人生活をスタートすることになる。

2022年 中央労福協が実施した 「奨学金や教育費負担に関する アンケート調査」の特徴

本調査では、特に奨学金返済が日常生活や健康面について、大きな影響を与えていることが伺われます。特に、結婚や出産、子育て、持家取得に加えて、食事や医療機関受診に対しても影響も大きくなっています。特に奨学金返済を抱えた子育て世帯の教育不安が高まっている様子がうかがわれます。そして負担に苦しむ人たちがコロナ禍によって「より苦しい」状況へと変わっています。詳しくは「中央労福協ホームページ」へ。



【編集後記】

2022年11月に開催した給付型奨学金シンポジウムは、急な準備にもかかわらず、県知事から挨拶頂いたり、多くの奨学金団体から登壇頂くなど充実した内容でした。国も給付型奨学金制度の拡充により取り組む始めました。これは、若者たちの生活を支えることが、少子化対策をはじめ様々な課題解決となることが少しずつ理解されてきたものと考えます。中央労福協の7つの提言もどれも納得のいくものばかりです。一歩ずつ進めましょう。

第3号 2023年4月20日
新潟県奨学金ネットワーク
事務局 新潟県労福協
〒950-0965
新潟市中央区新光町6-2
TEL 025 (281) 0890
FAX 025 (281) 0891
発行責任者 中川 亨